

商店街の“賑わいづくり”を応援します！

商店街活力向上事業補助金 【賑わい創出事業】

補助対象者

- ・商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ・商店街振興組合に準ずる任意団体

補助対象事業

商店街のビジョンに基づき、新規顧客の獲得又は来街者の増加を目的として実施する継続的な賑わい創出を図る取組

こんな取組に使えます。

- ・回遊イベントの開催
- ・商店街共通SNSによる情報発信
- ・商店街まち歩き・体験プログラム
- ・商店街デジタルマップの作成
- ・ECサイト活用 など

補助上限額・補助率

上限50万円（補助率1/2）

募集期間

2026年（令和8年）4月1日（水）～4月30日（木）

※補助対象期間 補助金交付決定日～2027年（令和9年）2月末日

補助対象経費

- 賃金（組合等の組合員又は事務局員に対するものを除く）
- 報償費（講師謝礼等）
- 旅費（講師等の費用弁償に限る）
- 消耗品費
- 印刷製本費
- 通信運搬費
- 広告料
- 委託料（催し運営、会場設営費、警備費等）
- 使用料及び賃借料
- 原材料費
- その他市長が特に必要と認める経費

補助対象外経費

- 商店街の恒常的な維持管理に係る経費
- 販売を目的とした商品及び原材料の仕入れに係る経費
※実証販売に必要な商品及び原材料の仕入れについては、
当該事業の検証に必要な範囲で補助対象経費とします。
- 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- その他補助事業の目的に照らして適当でないと市長が認める経費

お問い合わせ先

福山市 経済環境局 経済部 産業振興課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

T E L : 084-928-1038 F A X : 084-928-1733

メール : shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp 市HPはこちら



制度の詳細や申請書様式等は、市ホームページを確認してください。